優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計した点数又は5の点数とする。

1 本人の状況

要介護度	点数
要介護 5	50点
要介護4	40点
要介護3	30点
要介護 2	10点
要介護 1	5点

2 介護の困難性 ※最高点は50点とする

(1) 自宅((2)以外の場所)の場合

(T)	1/ 日七 ((2/2//10/3/3/)) 0/3/3/日					
1	ひとり暮らし(介護者が日常生活圏域にいない)又は同居の家族全員(未成年者を 50点				50点	
	除く)が要介護状態、病気療養中若しくは障害を有するため介護が困難である。					
2	ひとり暮らし(介	護者が日常生活	者が日常生活圏域にいる)			
3	上記以外の状況で	であるが在宅介護が困難である(下記ア〜カを加算)				
ア	主介護者の年齢	75歳以上 70歳以上75歳未満		60歳代	60歳未満	
		15点	10点	5点	1点	
1	主介護者の障害	要支援1以上の	の介護認定等を受け	左記以外の状況であ	障害や疾病はない	
	や疾病	ている又はそれ	ιと同程度の障害等	るが障害や疾病があ		
		があり介護が困難		り介護が困難		
		15点		10点	1点	
ウ	主介護者の就労	8時間以上		8時間未満	なし	
		15点		10点	1点	
エ	他の家族の育児	他の家族の育児・介護・看護等が		他の家族の育児・介護・看護等はない		等はない
	• 介護等	ある				
		15点		1点		
オ	他の介護協力者	協力者がいない		協力者がいる		
	の有無	10点		1点		
力	過去の在宅介護	2年以上		2年未満	7	なし
	期間	10点		5点		1点

(2) 介護老人福祉施設等に入院又は入所している場合

1	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向	5点
	け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設(介護付きの施設を除く。)	
2	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、①	1点
	のうち介護付きの施設又は病院	

注) 退所又は退院が予定されている場合は、在宅に復帰したものと仮定して、(1)により点数をつける。

3 居住地

沼津市	20点
沼津市を除く静岡県東部の市町	10点
上記以外	0点

4 特別な状況

緊急度などから、特に施設入所を考慮すべき特別な事由が認められる場合には、各施設の優先入所検 討委員会の判断により、その状況に応じて、20点を限度として加算できるものとする。

5 その他

以下の場合は、1~4の加算に関わらず、次の点数とする。

(1)	介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に	150点		
	危険が生じている場合			
(2)	6か月以内に入所することを希望しない者	0点		